

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第50号 岩国市税条例の一部を改正する条例

議案第55号 消防ポンプ自動車の買入れについて

議案第56号 字の区域の変更について

以上3議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第57号 令和5年度岩国市一般会計補正予算（第3号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第50号 岩国市税条例の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から、「このたびの条例改正は、国税である森林環境税の導入に伴い、個人の市民税の徴収などの規定を整備することのことだが、美和町のメガソーラー建設による環境破壊が問題になっている中、法人からの徴収もすべきではないか」との質疑があり、

当局から、「このたびの条例改正については、国において森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことに伴い、市税条例を改正するものであり、市として法人に課税するということは考えていない」との答弁がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から、「美和町のメガソーラー建設の実態を見ると、市民に森林環境税を課しておきながら、法人に対する課税がないというのは、被害に苦しむ住民がいる中で、納得できないことであり、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。